

資料提供
平成26年7月1日
課名：医療保険課
担当：神岡、西川
内線：3213
直通電話：082-513-3212

国民健康保険の広域化に係る提言について

1 趣旨

国民健康保険（以下「国保」という。）の広域化（都道府県単位化）については、現在、国において、昨年12月に施行された社会保障改革プログラム法に基づき、平成27年通常国会への法案提出に向けて協議が進められている。

同法には、国保の広域化の前提として、国保の財政上の構造的な問題の解決のために、国による財政措置を拡充することが明記されていることから、国の財政措置が確実に行われることを地方として強く訴えるとともに、国保制度のあり方について、保険料の取扱いや都道府県と市町村の役割分担などの具体的なイメージを示して議論の活性化を図るため、県内23市町の首長と知事の連名による提言書を国へ提出する。

2 提言の名称

「国民健康保険の広域化に係る提言」

3 提言の概要 ※詳細は裏面のとおりに

- (1) 都道府県を単位とする国保制度のあり方
- (2) 国保広域化に当たっての、国による十分な財政支援措置の実施
- (3) 都道府県及び市町村の明確な役割分担による、各々が主体性を発揮できる、責任ある分業体制の構築
- (4) 都道府県及び市町村の分権的な役割を、明確に位置付けた制度設計とし、市町村の創意や工夫が住民の福祉向上に反映されるような仕組みの導入

4 提言書の提出スケジュール等

- (1) 日時：平成26年7月2日（水）13:00～13:15
- (2) 提出先：厚生労働大臣（厚生労働省内）
- (3) 提出者：県市長会会長（広島市長）、県町村会会長（坂町長）及び知事

※当日取材を行う場合は、7月1日（火）15時までに、医療保険課（舛広参事 県庁内線3212）まで取材申込みを行ってください。

5 国民健康保険の広域化に係る提言に伴う協定書について ※詳細は裏面のとおりに

県内23市町及び県はこの提言を共同で行うに当たり、「都道府県が保険者となる」ことを実効性あるものとするため、国の必要十分な財政支援措置が実施されることが前提であること及びこれまで国保制度を各市町が運営してきた経緯を踏まえ、国による財政支援措置につき、県が不十分と判断する場合は、各市町が財政負担する旨の協定を別途、締結する。

(裏面)

1 「国民健康保険の広域化に係る提言」の内容

都道府県を単位とする国民健康保険制度の広域化に当たり、国において財政支援を確実に実施することを前提として、県と23市町は、国に対して以下の事項を提言する。

(1) 都道府県を単位とする国民健康保険制度のあり方

- ① 都道府県が保険者となる。
- ② 保険料(税)は、当初から都道府県内同一基準(同一保険料)による。
- ③ 保険料負担の急増が発生する場合には、一定期間の激変緩和措置を設ける。

(2) 国保広域化に当たっての、国による十分な財政支援措置の実施

- ① 国保制度に係る財政上の構造的な問題を解消するに足る、恒久的な財源措置。
- ② 保健事業、医療費適正化事業等につき、保険者機能を強化する恒久的な財政措置。
- ③ 県内同一保険料への移行に伴う保険料の上昇に対する財政措置。
- ④ 制度移行時の電算システム整備など、都道府県及び市町村の事務負担に対する財政措置。

(3) 都道府県及び市町村の明確な役割分担による、各々が主体性を発揮できる、責任ある分業体制の構築

- ① 都道府県の役割は、保険財政の運営、被保険者資格管理、保険料(税)の賦課決定等の『保険者としての中枢的な事務事業』を担当。
- ② 市町村の役割は、保険料(税)の徴収、保健事業などの『被保険者に関与する事務事業』を担当。
- ③ 医療費適正化事業等の保険者機能については、連携して実施。

(4) 都道府県及び市町村の分権的な役割を、明快に位置付けた制度設計とし、市町村の創意や工夫が住民の福祉向上に反映されるような仕組みの導入

2 「国民健康保険の広域化に係る提言に伴う協定書」の内容

県及び23市町は提言を共同で行うに当たり、「都道府県が保険者となる」ことを、実効性あるものとするため、国の必要十分な財政支援措置が実施されることが前提であること及びこれまで国保制度を各市町が運営してきた経緯を踏まえ、財政負担について別途、次のとおり協定を締結する。

(1) 財政負担

県が保険者となり、県内同一保険料の実現に必要な、国による財政支援措置につき、県が不十分と判断する場合は、以下の項目については、県が国に代わって財政負担することなく各市町が財政負担する。

- ① 国保制度に係る財政上の構造的な問題を解決するための恒久的な財源措置
- ② 県内同一保険料への移行に伴う保険料(税)の上昇に対する十分な財政支援

(2) 協力事項

協定に基づく費用負担等は、各市町が共同して取り組む。

(3) 協定の有効期間

協定の有効期間は、協定締結の日から、政府により「社会保障改革プログラム法」の規定による、国保に対する財政支援の措置が講じられた時点を区切りとして、県と各市町が協議の上で決定する日までとする。

(4) 協定の効力

ただし、県及び各市町のいずれかが、協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本協定書の変更又は解除を行う。